

## 令和3年度予算編成方針

### 1 日本経済の状況及び国の動向

日本経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の甚大な影響を受け、極めて厳しい状況におかれているが、現在は感染症拡大への対応と経済活動の段階的な引き上げなど両立が図られているところである。国の7月の月例経済報告では「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。」とされ、先行きについては、「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に上げていくなかで、各種政策の効果もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、令和2年7月豪雨等の経済に与える影響や金融資本市場の変動に十分留意する必要がある。」と基調判断を行っている。

国は「経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」（令和2年7月17日閣議決定）の中で、新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題であるとし、財政健全化目標は示されなかったが、経済・財政一体改革を着実に推進し、次世代への責任の視点に立って、質の高い持続的な成長と中長期的に持続可能な財政を実現していくとしている。

※8月17日に内閣府が発表した2020年4月～6月期四半期別GDP成長率は、実質は▲7.8%で三四半期連続のマイナス成長、年率換算で▲27.8%となり、リーマンショック後の2009年1月～3月期の年率▲17.8%を上回る戦後最悪のマイナス成長を記録した。

### 2 市の財政状況と今後の見通し

本市の令和元年度における一般会計決算について、歳入は前年度に比べ7.8%の増となったものの、市税については0.1%の減となった。一方、歳出は前年度に比べ7.2%の増となった。財政指標である実質公債費比率は、前年度と同率の7.3%、将来負担比率は34.3%から27.1%に減少した。また、市税の減収の影響から、令和元年度の普通交付税が増加し、経常収支比率は91.8%から90.9%に下がり財政の硬直化は多少軽減された。

今後の見通しとして、本市においては、高齢化を伴う人口減少が進んでおり、中長期的に市税の減少が見込まれるとともに、社会保障関係経費の増加が見込まれる。

さらに、歳入面では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、個人所得の減少や企業収益の悪化が予測され、歳入の根幹である市税が大幅に減収となることが想定される。また、本市の歳入に寄与してきたふるさと納税が低調に推移していることも懸念される。歳出面では、感染症拡大防止のた

めの対策費や感染症の影響から回復するための取組に係る経費等の増加が見込まれる。

### 3 予算編成の基本方針

上記の事項を踏まえ、令和3年度予算は次のように編成する。

#### (1) 持続可能なまちづくり（SDGs）の推進

高齢化を伴う人口減少による将来の税収減や社会保障関係経費の増、また、公共施設の老朽化や新たな施設整備・再編への対応など、健全な財政運営の継続に際して、乗り越えなければならない課題が山積している。このような市の課題を全ての職員が認識した上で、将来にわたり持続可能な都市を維持していくため、将来負担を考慮し、限られた財源を効率的かつ効果的に配分する必要がある。

公共施設マネジメントについては、老朽化が進む公共施設やインフラを計画的に管理していくため、公共施設等総合管理計画に基づき進めていく必要がある。公共施設適正配置計画や現在策定中である個別施設計画により、改修等を計画的に実施していくものとする。

##### ア 公共施設等総合管理計画に定める基本方針

- (ア) 施設の長期活用 【方針1】
- (イ) 施設の機能や規模の最適化 【方針2】
- (ウ) コストの縮減と平準化 【方針3】

持続可能な健全財政を堅持するため、北本市財政計画（令和2年度～令和4年度）に定める今後の取組に基づく予算編成を行うものとする。

##### イ 北本市財政計画に定める今後の取組

- (ア) 自主財源の確保
- (イ) 市債残高の適正管理
- (ウ) 公共施設の適正管理
- (エ) 施策・事務事業の継続的改善
- (オ) 受益者負担の適正化
- (カ) 定員管理の適正化
- (キ) 補助金の見直し
- (ク) 社会保障関係経費の伸びの抑制
- (ケ) 多様な担い手との協働及び民間活力の活用
- (コ) 広域連携の推進

地域循環共生圏は地域の活力を最大限に発揮する構想であり、その創造によりSDGsやSociety5.0の実現にも繋がるものである。地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支えあう地域循環共生圏の創造を目指していくものとする。

## (2) 災害に強い安心・安全なまちづくりの推進

近年の災害は激甚化・頻発化しており、市民生活に多大な影響を与えている。また、新型コロナウイルス感染症は、学校の臨時休校、公共施設の利用休止や緊急事態宣言に伴う外出自粛などにより感染拡大に歯止めがかかったかのように見えたが、依然として感染者数は増加しており、収束までの間、継続的に感染者の発生を抑制する取組を進めていく必要がある。感染症や地震災害、風水害発生時を想定した初期対応シミュレーション、施設利用者や職員の安全を確保するための備え、事業継続・復旧に向けたBCPの徹底により、市民の安心・安全を守る体制を確立する。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対する取組を実施するとともに、水災害や地震災害など自然災害の同時発生や自然災害と感染症の発生など複合災害への対応策を検討していくものとする。

## (3) 「新たな日常」の実現と魅力あるまちづくりの推進

新型コロナウイルス感染症拡大への対応と社会経済活動を両立する「新たな日常」に向け、行政手続きのオンライン化やRPAの活用などのデジタル化を推進するとともに、本市の地域資源を活用したオンリーワンのまちづくりを推進するため、北本市シティプロモーション推進方針（平成31年3月策定）に基づく取組の実施を通して、市内外から「住み続けたい」「住みたい」と愛着や好感を持たれる魅力あるまちづくりを推進するものとする。

ア 北本市シティプロモーション推進方針におけるシティプロモーションの進め方

(ア) 市民向けの取組～シビックプライドの醸成～

(イ) 市外住民向けの取組～知ってもらから住んでもらうため～

本市は令和3年に市制施行50周年を迎える。未来に向けて、市民の市への愛着心醸成を図るとともに、市の魅力を市内外にアピールし、本市の更なる発展に寄与するため50周年記念事業を推進するものとする。

イ 北本市市制施行50周年記念事業基本方針

(ア) 市への愛着心の醸成

(イ) シティプロモーションの推進

以上の基本方針に基づき予算編成を行うこととするので、各部課において前例にとらわれることなく積極的な見直しを行い、下記により予算要求を行うこと。

## 記

### 第1 総括的事項

事業の目的を改めて明確にするとともに、事務事業評価による事業実施の成果を評価し、及び検証した上で、事業の実施により適切な効果が得られているか、また、より少ない経費で同様の効果を得ることができないかの観点から、事業の廃止も含めて検討することとし、事業を継続する際には、真に必要な事業量を見込むこと。また、北本市行政改革推進委員会の審議対象となった事業については、その答申を踏まえた見直しを行うこと。

特に、新型コロナウイルス感染症に対しては、感染拡大防止の取組みを積極的かつ着実に進めること。事業の実施については、「新たな日常」の実現など社会環境の変化に対応する見直し等を行い、効率的・効果的な実施に努めること。

#### 1 経費の見積り

予算要求における各経費の見積りに当たっては、常に“最少の経費で最大の効果”を挙げることを念頭に置き、決算乖離を徹底的に分析するとともに、高齢化を伴う人口減少の進展により生じている社会経済の構造変化を踏まえ、前例踏襲によらず、適正な事業量を見込むこと。

#### 2 事業の順位付け

限りある財源を効率的に配分することから、予算編成の過程で事業の予算計上を見送ることが想定されるため、予算要求にあたっては、総合振興計画の指標の向上を目指して、事業の優先順位を整理すること。道路基盤の維持・整備や公共施設の老朽化対策など、市民生活の安心・安全を高める取組についても優先度に配慮すること。

#### 3 組織間の連携

複数の部署にまたがる行政課題については、その現状を的確に把握し、関係部署で共有すること。その上で、関係部署と積極的に意見交換等を重ね、予め施策の協議・調整を十分に行い、組織間連携による効果的な施策展開に努めること。

また、国及び県が実施している事業と類似し、又は重複する事業については、事業の廃止を前提とした見直しを行うこと。

#### 4 市民参画の推進及び民間活力の活用

既存事業について、市民参画や民間活力の活用を通して、より行政効果を高める手法がないか検討するとともに、市と市民、民間企業等が互いにメリットを享受できる仕組の導入について検討すること。

また、事務事業の内容を十分精査・検討し、民間に委託することが効果的であるものについては、行政責任の確保や行政サービスの維持向上等に十分留意し、積極的に委託化を進めること。

更に、各事業単位において、真に行政が公金を使って実施すべき事業か否かを整理すること。

## 5 財源の確保

歳入については、積極的な姿勢で国・県支出金などの特定財源の確保に努めるとともに、納税率の向上、市有財産の利活用・売却等、自主財源の確保に努めること。また、受益者負担の観点から見直しを実施している使用料・手数料について、見直し結果を適切に予算に反映すること。

## 6 市債の適切な活用等

市債については、世代間の負担の公平性という観点からその発行量が過大とならないよう、適切に発行し、その残高を適正に管理するとともに、財政健全化判断比率等の財政指標や基礎的財政収支に留意して、将来負担の抑制に配慮するものとする。

なお、公共施設については、公共施設適正配置計画や現在策定中である個別施設計画に基づき、改修等を計画的に実施していく予定である。既存施設の大規模改修等については、これらの計画に基づき、適切に市債を活用するものとする。

また、庁舎建設事業、学校教育施設等整備事業等の公共事業の実施や臨時財政対策債の発行により公債費が高い水準にあることから、当該公共事業の実施時に積み立てた減債基金を計画的に取り崩し、公債費の償還財源に充てるものとする。

## 7 地方財政対策や国、県の予算編成等への的確な対応

地方交付税の単位費用の積算や国・県補助事業における補助基準などをよく確認し、市が上乘せサービスを行っている場合はその必要性について十分に吟味するとともに、時限的な補助事業については、補助制度の終了とともに事業の見直しを必ず行うこと。また、今後の国、県の予算編成や地方財政対策の動向等に注意するとともに、歳入の積極的な確保に向けて努力すること。

## 8 予算編成過程の公開

開かれた市政運営を推進するために、予算編成の過程をホームページにおいて公開する。

予算編成に関する情報の公開を通して、市民との情報の共有に努め、市民の市政への関心を高めることにより、参画と協働を促進し、“市民との協働による持続可能なまちづくり”につなげていく。

## 第2 予算見積の考え方

収入の見通しを的確に計算し、それに見合う支出を心がけること。また、社会経済情勢、法令等の改正等の動向を十分に見極めつつ、過去の実績を踏まえ、次に掲げる財源種別の考え方により、的確に見積もり、要求すること。

特に、新型コロナウイルス感染症対策に関する国・県等の動向は注視し、支援策等の実施や補助制度の活用を積極的に行うこと。

### 1 歳入関係

歳入予算の見積りに当たっては、財源を的確に把握し、更なる収入確保に努めること。また、見積りに際しては過大とならないよう十分に留意すること。特に、感染症対策に関する国・県の補助制度などの動向は注視し、積極的に活用すること

### 2 歳出関係

歳出予算の見積りに当たっては、行政の責任分野と事業の優先順位を改めて見直し、選択と集中により、限られた財源の重点的・効率的な配分を行うこと。また、過去の決算状況を十分精査し、最小の経費で最大の効果を上げるよう、より効果的な執行方法等を検討した上で、適正な予算額を計上すること。特に、補助金については、第五次北本市総合振興計画における位置付けや、目的、効果について整理した上で、予算要求すること。

また、感染症対策については、感染状況や国等の動向を注視し、感染拡大防止策を講じること。感染症拡大の影響により歳入の大幅な減少が見込まれるため、既存事業を積極的に見直し、経費の縮減を図ること。

### 3 継続費、債務負担行為

新規に設定しようとする場合は、後年度において過度の財政負担を招かないよう、中長期的な視点に立って事業規模、年割額等について十分に検討すること。

### 4 特別会計等

特別会計及び公営企業会計については、国の制度の見直し等について、その動向や影響を注視するとともに、事務事業を厳しく見直したうえで、一般会計予算編成に準じて予算の見積りを行うこと。

一般会計繰入金については、繰入基準の明確化を図り、過大過小に陥ることのないよう十分精査し、適正に見積もること。また、所管事業の経営状況

を的確に把握し、常に適切な受益者負担となるように努めるとともに、積極的な収入確保を図ること。

「独立採算性の原則」の堅持に努め、一般会計からの繰入れを安易に期待することなく会計の設置目的に沿った適切な見積りを行うこと。

## 5 その他

歳入・歳出の個別の見積り方法、予算見積書の作成等については、別途通知する「令和3年度予算見積要領」に従うこと。

## 第3 予算見積書の提出に当たっての留意点

### 1 予算見積書の提出

歳入、歳出予算見積書の提出に当たっては、部長決裁の上、提出すること。また、予算の要求状況を公表するため提出期限を厳守すること。

- (1) 提出部数 3部（うち原本1部）
- (2) 提出期限 令和2年10月6日（火）16：00（厳守）

### 2 予算編成スケジュール

歳入、歳出予算見積書の提出後は、別添のスケジュールにより予算編成を行い、行政経営会議を経て予算案を決定する。なお、市長公室、行政経営課、財政課、総務課が合同で行う統合ヒアリングの日程については、別途通知する。

## 第4 その他

本通知に関し疑義があるときは、事前に財政課と調整すること。